

住民投票制度に関する有識者懇談会の終了について

1 経過

	第1回 令和5年 7月4日	第2回 8月4日	第3回 10月23日	第4回 11月28日	第5回 12月12日	第6回 令和6年 1月11日	第7回 2月5日 中止	第8回 2月13日
自治基本条例第19条に基づく住民投票制度について意見交換	○							
今後の議論の進め方について	○							
自治基本条例に基づく住民投票制度の目的		○						
投票結果の扱い（尊重義務）		○						
代表機関の関与		○	○	○				
尊重義務の要件（成立要件）		○	○	○				
対象事項			○	○	○			
投票資格者				○	○			
署名に関する事項					○			
投票運動						○		
有識者懇談会事務局による論点整理（構成案）						○		
有識者懇談会事務局による論点整理							○	○

2 成果物

「武蔵野市自治基本条例に基づく住民投票制度—有識者懇談会事務局による論点整理—」

令和6年2月26日付け資料送付済

担当課 総合政策部企画調整課